
◎議案第 5 1 号 平成 2 5 年度白老町一般会計補正予算
(第 8 号)

○議長(山本浩平君) 日程第 13、議案第 51 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算(第 8 号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。安達財政担当課長。

○財政担当課長(安達義孝君) 議案第 51 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算(第 8 号)。

平成 25 年度白老町の一般会計補正予算(第 8 号)は次の定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,098 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112 億 5,197 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

2 繰越明許費の追加及び変更は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成 26 年 3 月 26 日提出。白老町長。

次に 3 ページ、4 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては省略させていただきます。

次に 5 ページをお開きください。「第 2 表 繰越明許費補正」でございます。追加、10 款 2 項小学校費、小学校施設管理費 250 万 6,000 円の追加でございます。これについては 3 月に行った消防点検により萩野小学校の児童火災報知機が故障したことにより修繕をするものでございます。年度末でございますのでこの事業につきましては平成 26 年度に繰り越しを行う事業でございます。

次に 3 款民生費、2 項児童福祉費、子育て支援事業計画策定事業。この事業につきましては 12 月 6 日第 4 号補正で補正をしていただきましたが、このたび北海道のほうよりこの事業につきましては平成 26 年度事業をもって執行をするという通知を受けまして、このたび第 4 号補正したものを变更后ゼロとするものでございます。

次に歳入歳出事項別明細書については 10 ページからご説明いたします。2 款歳出、3 款民生費、2 項 1 目児童福祉総務費、子ども子育て支援事業計画策定事業 345 万 6,000 円の減額補正でございますが、ただいま説明したとおり北海道より 26 年度事業執行ということにより 25 年度中の事業を減額す

るものでございます。この事業については改めて 26 年度に入りまして補正をさせていただきたいと思
います。財源については全額道補助金でございます。

次に 8 款土木費、2 項 1 目道路維持費、道路施設維持補修経費 775 万 6,000 円の増額補正でござい
ます。これにつきましては本年度除雪につきまして最低保証制度を導入しておりましたが、3 月 9 日
から 10 日にかけての雪によって除雪を行いまして、最低保障 25 時間の保障でございましたけれども
その保障時間数をオーバーしたということでその増額補正でございます。最低補償につきましては業
者さん 39 台委託しておりまして、そのうち 29 台分が最低保障 25 時間をオーバーしたということでご
ざいます。時間数は 271 時間、1 台当たり 5 時間半分の増額でございます。

戻りまして需要費、消耗品につきましては常温合材の道路更新に伴う消耗品でございます。燃料費
については建設課のある公用車、道路パトロール用の乗用車のガソリン代、それと町が保有している
重機分のガソリンの補正でございます。

13 委託料につきましては先ほどご説明したとおり町道の除雪委託料につきましては 627 万 2,000 円
の増額補正でございます。

次に道路維持補修委託料 79 万 2,000 円につきましては冬期間による道路の凍上による破損及び除雪
に伴ってできた道路破損の補修経費でございます。

次に使用料及び賃借料 21 万 5,000 円の増額補正でございますが、これについても凍上による道路破
損及び除雪による道路破損に伴う重機の借上料でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に 10 款教育費、2 項 1 目学校管理費、小学校施設管理経費 250 万 6,000 円の増額補正でございま
すが、これも先ほどご説明したとおり萩野小学校の自動火災報知機の故障によって補修する経費でご
ざいます。これについては繰越明許で事業については 26 年の執行となります。財源については全額一
般財源でございます。

次に 12 款公債費、1 項 2 目利子、長期債利子支払費 121 万 2,000 円の計上でございます。これにつ
いては財政健全化プランで計画しておりました第三セクター改革推進債の起債の借りかえでございま
すが、このたび北海道より 3 月 25 日付で許可をいただきました。きのう付で許可書が届いてまいりま
して本来当初計画した 25 日本年度の償還日に合わせて借りかえという予定でございましたが許可がず
れたことによって 3 月 27 日に実行を行うため、この 2 日分、当初は 5 月 31 日までの出納閉鎖まで見
ていましたが、きのう来ましたので 2 日分の 3 万 7,000 円だけの執行額となります。また第三セクタ
ー改革推進債におきましては当初入札方式で借りかえを行うという予定でございましたが、現在借り

入れている北洋銀行との協議の中で随契によりまして行うことと決定しました。金利につきましては協議の結果ただいま借りている 0.48 の金利をそのまま継続するというところでございます。ただし今後借りる 17 年間の期間の 7 年間はその金利、7 年後に改めて協議ということでございます。利率の協議の内容につきましては 7 年後の 10 年ものの国債の発行の利率とするという条件のもとに行うということでございます。これによって当初健全化プランのほうで説明していた金利の増額分は当面 7 年間は一切ないと。7 年後に 0.48 というのは想定で上回るものと。きょう現在、調べてきたら 0.6 ぐらいになっていました。これは毎日動きますから 7 年後のレートで再度契約ということで当初見込んでいた金額を相当下回ったということでございます。

次に 13 款給与費、1 項 1 目給与費、職員等人件費、これは財源振りかえでございます。これにつきましては北海道アイヌ生活実態調査市町村交付金を歳入として受けまして、この事業につきましては 7 年ごとに町外のアイヌの方の実態調査を行うということで交付を受けたものでございます。7 年ごとに行っております事業でございます。調査については本町の職員で行っております。これについては諸収入として道民から全額受けております。

次に 14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、各種基金積立金 296 万 7,000 円の増額補正でございます。このうち 27 万円増額補正、教育振興基金の積み立てでございます。株式会社日本製紙グループ本社配当金の積み立てを行うものでございます。

次に地域の元気臨時交付金基金積立金、積み増し分 269 万 7,000 円につきましては 24 年度からは 25 年度にかけて 2 カ年事業で行ってございました事業、萩野小学校屋内運動場耐震改修事業、これと 3 中学校統合施設環境改善事業、この事業に当初より元気臨時交付金を充当してございましたが事業の精査により 269 万 7,000 円が不用となりましたので、このたびまた各基金のほうに積み増しをするものでございます。歳出は以上でございます。

次に歳入のほうの一般財源をご説明いたします。6 ページをお開きください。11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 5,873 万 7,000 円の増額補正でございます。この補正につきましては今回特別交付税の 3 月交付分が確定したことによる補正でございます。特別交付税につきましては総額 3 億 9,873 万 7,000 円、前年対比 2.3% の増でございました。その内訳としては一部震災復興特別交付税 9 万円は含まれております。

次に 8 ページ、9 ページをお開きください。次の 19 款繰入金、1 項 12 目財政調整基金繰入金 4,420 万 2,000 円の減額補正でございます。ただいま説明したとおり特別交付税が当初予算よりも上回って

おりましたので、このたび財源充当した差額分 4,420 万 2,000 円を積み立てるものでございます。財政調整基金につきましては前回 7 号補正におきまして残高 8,251 万 1,000 円ございまして、今回の補正により追加しまして総額 1 億 2,671 万 3,000 円の残高となります。

以上をもって補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 　ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2 番、吉田和子議員。

○2 番（吉田和子君） 　2 番、吉田です。2 点伺いたいと思います。11 ページの子ども子育て支援事業計画なのですが、これは道のほうの関係で新年度に予算計上されるということなのですが、この中でその計画策定事業がそのことによってずれていくという心配はないのか。

それから新年度にいつ頃に予算化されるのか。その点伺っておきたいと思います。

それともう 1 点、13 ページの小学校施設管理経費なのですが、火災報知機の取りかえということでこれは老朽化によるものなのか、それとも消防の点検によってわかったのか、また故障であれば故障の原因というのがあったのかどうか。その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 　坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 　今吉田議員のほうからお話がありました 9 ページの安心子ども基金事業補助金ということで、子ども子育て事業の昨年度の部分をこちらのほうに持ってきて事業計画自体はずれていかないのかというお話ですがずれていくことはありませんで、内容的には子ども子育て支援事業計画にかかわる子ども子育て支援システムの構築ということでございます。そのため今回計画の策定とともに電算システムの構築がここでの目的でございます。今道なり国のほうとも電算システムの構築についてはどういう形で進めていくか、実際基本的な部分は方針は出ておりますがこれから制度設計を十分させていただくと。その辺の工夫が何点かございますのでその辺が整理されれば大体、一応補正予算という形で上げさせていただきたいと思うのですけれども、今の予定では 6 月議会において改めて補正予算として上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 　五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 　13 ページの小学校の施設管理費の関係ですが、まずわかったというのは年 2 回消防設備の点検を学校施設で行っているわけなのですが、その中で 3 月の消防設備の点検

時にわかったということになっております。この火災報知器の受信機につきましては昭和 59 年、60 年に萩野小学校を改築したときのものでありまして 30 年を経過するという事で基盤本体がだめになったわけなのですが、その本体取りかえなのですがもう部分的なものの取りかえ等はできないということで全部を取りかえるということになっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

○2 番（吉田和子君） 1 点目の子育て支援計画のほうはわかりました。

火災報知器の関係なのですが、これは年 2 回の点検をするということで法律で決められているのか。それとも消防法か何かで決められているのか。それに従って年 2 回というのは決められて実施されているのかということが 1 点。

それから 30 年近くたつということで 30 年ぐらいはもつものなのかと今伺っていて思ったのですが、他の学校、今統廃合も含めて廃校になるところもありますけれども、他の学校は今のところはその点検の中では問題がなかったのか。大変子どもたちがたくさん集まる中で報知機が作動しない、また誤作動があるということは大変なことだと思いますので年 2 回でいいのかと、古くなるともうちょっと点検が必要になるのかとしたりもしながら今伺っていたのですがその点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） ただ今のご質問ですが年 2 回の点検というのは消防法で決められておりまして各学校で実施しております。30 年を経過するという事でほかの学校のほうはということですが、30 年を超えている火災報知機の受信機等もあります。一般的には耐用年数過ぎているというものもありますが、ただ年 2 回の消防設備の点検時、また各教頭、事務官等の日常の点検等によって確認をしている状況です。

以上です。

○財政担当課長（安達義孝君） 4 番、大淵紀夫議員。

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。2 点お尋ねします。1 点は特別交付税の関係なのですが、ふえた内容、なぜふえたのかという中身がどういうふうな形でふえたかということが 1 点。

それから 11 ページの道路維持の関係で極めて単純に、除雪だけでいえば 271 時間オーバーしたのだけれど、今回から最低保証制度をつくりました。その最低保証制度をつくったときと例えば去年の、同じような状況とは言えないかもしれませんが、同じような歳出で済んでいるのかどうか。そんな細

かいことはいいです。要するにただ同じくらいですとか、減っています、ふえています、それで結構ですから。そんな細かいことは聞いていませんから。実際に最低保障制度を設けたことによってふえたか減ったか。我々は一般的には減ることを目的にやったのかと思っているし、また業者をきちんと保護するために最低保障制度つくっているわけですから。変化がなければいいですけどあれば教えてください。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 特別交付税の増加要因でございますけれども、3月交付分につきましてはルール以外の部分でございますがなかなかその内容についてはわからない部分でございます。12月にくる分はルール分ということで。ただ総額的に2.3%伸びていますけれども、12月に来た分の中には食育防災センターの部分が約2,900万円ほど多く来ていますので、それを引くと前年並みぐらいかというような状況でございます。3月交付分約2億4,500万円ぐらい来ているのですけれども、それに関してはルール以外で内容についてはなかなかわからない状況でございます。

○議長（山本浩平君） 片山建設課主幹。

○建設課主幹（片山弘文君） 今質問ありました除雪の関係なのですが、まず最低保障を設けたというのはほかの市町村を見れば大体30時間というのが苦小牧とか登別、室蘭あたりの実績になっております。今回最低保障を設けたというのはやはり業者さんが雪が降っても降らなくても機械を待機しておく、もしくは職員を配置しておくということが大変だということでなかなか除雪重機の依頼を受けていただけないという部分もありまして、その中で昨年度補正予算で重機の最低保障制度というのを設けさせていただいております。

それから今年度かかりました除雪費についてであります、これにつきましては過去5年の平均でいくと約2,700万円程度いっていますので、多少の上下はありますが大体例年並みというふう考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほか。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。9ページの北海道アイヌ実態調査とあります。これは何の目的でどのような実態調査をするのか。国は明治40何年かから同化政策をして、それからずっと一貫して単一民族だと言ってきました。ここにきてアイヌの実態調査を何のためにして、その実態調査をどのようにして、どのようなところに行って調査するのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ただいまのご質問に対する答えでございますが、どのような調査か、こちらですが北海道アイヌ生活実態調査というものでございます。こちらは昭和 47 年から 7 年に 1 度北海道から行っているものでございます。こちらの調査につきましてはアイヌが居住する市町村に対して地区調査、世帯調査、市町村調査、それからアンケートという形で調査を行います。例年、10 月、1 カ月をかけて行っております。

そしてこちらの調査は何のための調査かと申しますと、この調査をもとにアイヌの生活実態を明らかにいたしまして、それをもとに福祉対策ということでございますけれども、この調査終了後に道のほうで委員会を設けまして 7 年に 1 度のアイヌに対する対策について検討を行います。ですから今回の 25 年度の調査につきましても取りまとめを行い、26 年度において委員会を設け検討を行い知事に答申をするものでございます。

どこへ行って調査をするかと申しますと、アイヌが居住する市町村に対する調査でございますので、私ども白老町におきましては白老町の役場の中で調べられる市町村としての全体の調査と、それから地区調査ということで支部のご協力をいただきながら実際にアンケート調査なども対面で行ってございます。

○議長（山本浩平君） 5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） 私はアイヌというのは北海道アイヌ協会があって、白老ウタリ協会があって、それからさまざまな福祉政策があって、そしてアイヌ世帯だって申告性だったのです。申告してアイヌの人々が余りにも生活がかけ離れている方々にはアイヌ政策というのは今までもやってきました。しかしながら白老の象徴空間、国がアイヌ新法を決めてから国が白老ばかりでなく北海道全体ばかりでなく本州のほうも九州までもアイヌ探しをやっているような気がしてならないのです。今までアイヌでないといっても、いやいやおまえはアイヌだろうということで最近アイヌ探しをやっているのです。これはやっぱり国の単一民族からアイヌ民族を認めた段階からそこに指定して博物館も象徴空間もつくる。それには 100 億円もかかるような話も交換されてきました。100 億円もかかる理由づけについて先日まで単一民族だといっていた国家がそれを認めた段階で今度アイヌ探しをしているようなことをしている。白老の世帯 9 千 4、5 百あるのですが、それではアイヌの世帯はどれだけあるのか、これは先ほどいった申告制みたいにアイヌ協会が掌握しているはずですが。これを新たに役場がどうやって実態調査するのか。確か白老にはアイヌの歴史がある。しかしながら同化政策をしてアイヌが入

り混じって本当のアイヌがどこにいるのかと探しているような気がしてならないのです。何のためにやるのか。アイヌの方々がアイヌで困っているのだと申告制にすればいいわけなのです。何もわざわざ困らない人まで探し当ててアイヌだと指紋をつけることはないのではないのですか。どう思いますか。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ただいまのご質問ですが、このような調査がアイヌ探しをしているのではないかとということでございます。決してアイヌ探しをしているということではございません。やはりまだまだ厳しい状況にいらっしゃるアイヌの方々はたくさんいらっしゃると聞いております。そういう中で行政としてはやはり何らかの政策を立てていかなければならないということもございます。決して自分はアイヌではないとおっしゃる方に無理強いをしているものではございません。ただご本人あるいはその径類の方にご協力をいただける方についてはアンケート調査なども行いますし、特にご協力をいただけないということであれば無理強いをしているようなことはございません。ただこちらの調査は昭和 47 年から行われているということもありまして、それをもとにアイヌに対する福祉政策などを行ってきたこともありやめるということにはやはり行政としての継続性もございますので調査をしながらできるだけよい政策を継続していきたいというもとにある調査でございます。

○議長（山本浩平君） 5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） 何も難しいことを言っているのではないのですけれども、ずっとこのアイヌ政策を見ていて問題なのはむしろアイヌのふりをして、そして同化されているわけですから 2 代、3 代、4 代にもなっている。さまざまな政策で恩恵も受けています。その中でそういう福祉政策の恩恵を受けるためにアイヌのふりをして、恩恵を受けている方の調査のほうがもっと大事なのです。私からいうとそちらのほうがもっと大事なのです。アイヌという言葉もそうなのですが 100%のアイヌがアイヌなのか、10%のアイヌがアイヌなのか、いや同化したからです。言い方は悪いかもしれないけど同化してきて 30%のアイヌの部分もあるのかもしれない。それもアイヌというのか。

それからもう 1 つはその 30%の方も 100%の方も同じアイヌとしてさまざまなアイヌの政策を受けている方がいる。この辺をはっきりさせないとだめなのです。国もそうなのです、北海道もそうなのです、この辺をきちんと明らかにして、そしてどこがまでどうなのだと。血が 10%、100%皆同じような扱いをするのか。この辺を私はもう少しきちんとアイヌ政策の中で、そこが私はアイヌ政策の出発点だと思います。同化政策から新たな民族として認めたならば。どの辺までが本当のアイヌなのか。

ここをきちんとしなかったら私はそういうことをきちんとしてやるべきだと。例えばでポロトで働いている方々だってアイヌ政策だってやって、それではアイヌの人がみんなあそこで働いているのですか。

それから白老で生活館が8カ所あります。あれもアイヌ政策です。あそこの管理をやっている人はみんなアイヌなのですか、こういう調査をきちんとしていかなければならない。私から言わせるとそういうことがもっと大事なのです。ですからもう1回はっきりいうけど10%のアイヌ、100%のアイヌこういうけじめをきちんとして、やはりそこから始めるべきだと、始めてほしいとかその辺の言葉がいまちょっとうまくまとまらないのですが。後からゆっくりまとめてもう1回このことは議論をしたいと思っております。ただどこまでまとめるか、それだけ教えてください。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ただいまのご質問であります、10%と100%のある意味血の濃さを明らかにしたほうがよろしいというお話です。実際その血の問題につきましては皆様ご存じのとおり非常に難しいお話でございます。それで実際今の実態としましてはどちらかの親がアイヌであったりする場合に就学資金などの対策の対象となってございます。またアイヌ協会に入会できるというのも一応の要件がございます。その中で何%かということは今確かに問題にはなっていないかということは非常に困難な状況、それから戸籍の問題等もございましてなかなか難しいというのが実態でございます。ただそういうご意見があるということは道や国なりに伝えていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

休 憩 午前 11時12分

再 開 午前 11時24分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続きまして一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許します。質疑のございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 51 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 8 号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 51 号は原案のとおり可決されました。